

地震・災害 に対して 今行ふべき特許事務所・職場の備えは？

●6つのポイント

1. 職場勤務者の 命を守るために！

- 本箱・キャビネット類・重量機器の移動・転倒防止策
- 防災用品・食糧・宿泊用具・感染対策用品・非常用電源の準備

2. 業務に必要な機器を 守るために！

- PC(モニターを含む)、サーバーの落下転倒・浸水防止対策を行う
- 長寿命電池を搭載したノートPCの用意

3. 情報管理を行うために！

- 重要書類は常にバックアップを(クラウド、別のPC、DVD、USBメモリ等へ)

4. そのとき慌てないために！

- 職場の防災マニュアルを作成しておく
- 防災訓練を開催・参加する
- **日本弁理士会の危機管理マニュアル**を確認しておく
- 電話会社の**災害用伝言板・伝言ダイヤル**を試しておく
- 所員・社員・家族間で携帯電話での**メール、SNSの交換**を試しておく
- テレワーク(在宅勤務)環境を整えておく

5. 日本弁理士会からの安否確認 メールを受信するために！

- パソコンと携帯電話のメールアドレスを日本弁理士会に登録しておく
- ※**携帯電話のメールアドレスは、災害時に特に有効です**

6. 災害時に迅速に手続の救済を 求めるために！

- 手続期間の延長などの救済措置を事前に確認(対象手続き、根拠法令(知財関連法、特定非常災害特別措置法)、期限等)
- ✓ **危機管理マニュアル(特許事務所・企業編)・対処フロー例(日本弁理士会作成)**等参照
- ※アクセスにはIDとパスワードが必要
- ✓ 特許庁HP(ホーム>お知らせ>広報/災害関連情報)

●救済手続の簡易版フローチャート (詳細なフローチャートは危機管理マニュアルに)

被災時の期間徒過後の救済

特定非常災害特別措置法適用？

YES

救済期間内に手続
・理由記載の申出書

NO

不責事由 or 故意でない？

YES

救済期間内に手続
・理由記載の上申書 or 回復理由書
※**根拠条文等を記載**

NO

指定期間内に手続
・期間延長請求書
・手数料納付

救済可能手続・期間・書式
危機管理マニュアルで確認！

「危機管理マニュアル」には災害対応の詳細が記載されています。日本弁理士会の電子フォーラムからご覧ください。



日本弁理士会